札幌法務局西出張所 標準文書保存期間基準

令和5年 9月7日 現在

		当該業務に係る 行政文書の類型			分類例						
事 項	業務の区分		行政文書の具体例	大分類	中分類	名称(小分類)	保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	備考	(規則別表10 関連事項)
訓令及び通達の制 定又は改廃及びそ の経緯	訓令及び通達の立 案の検討その他の 重要な経緯	①業務に常時利用 するものとして継続 的に保存すべき行 政文書	訓令・通達	西出張所	訓令·通達	令和〇〇年度訓令·通達(庶務)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して30	廃棄			別表1の事項 4を参酌
				西出張所	訓令・通達	令和〇〇年度訓令・通達(職員)	年 取得の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して30	廃棄			
				西出張所	訓令・通達	令和〇〇年度訓令·通達(会計)	年 取得の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して30	廃棄			-
				西出張所	訓令・通達	令和〇〇年度訓令·通達(統括監查専門官)	_	廃棄			-
				西出張所	訓令・通達	令和○○年度訓令·通達(民事行政調査事業)	平 取得の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して30 年	廃棄			_
				西出張所	訓令・通達	令和〇〇年度訓令·通達(総務)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して30	廃棄			_
				西出張所	訓令・通達	令和○○年度訓令·通達(不動産 登記)	取得の日の属 する年度の翌 年度の初日から起算して30	廃棄			-
				西出張所	訓令・通達	令和〇〇年度訓令・通達(商業・法 人登記)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して30	廃棄			-
				西出張所	訓令・通達	令和〇〇年度訓令・通達(登記情報システム等)	平 取得の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して30 年	廃棄			-
			・例規集 管理・運営に関する訓令・通達	西出張所	例規	例規集(管理・運営)	常用	廃棄			別表1の事項: 2を参酌
			・例規集 実務編	西出張所	例規	例規集(実務編)	常用	廃棄			
		② ①以外のもので 継続的に保存する 必要のない行政文 書	・訓令・通達(所管事務以外のもの)	西出張所	訓令・通達	令和○○年度所掌以外の訓令・通 達・例規	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して10	廃棄			別表1の事項 4を参酌
文書の管理等に関する事項	文書の管理	①行政文書ファイル 等の保存期間及び 保存期間満了時の 措置等が定められ た文書	•標準文書保存期間基準	西出張所	標準文書保存基準(現行)	西出張所標準文書保存期間基準	常用	廃棄			別表1の事項 2を参酌
			・標準文書保存期間基準の制定 又は改廃に係る決裁文書	西出張所	標準文書保存基準	令和〇〇年度保存期間基準の制 定・改正	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して10 年	廃棄			
		②行政文書ファイル 等の管理に関する 文書(ただし、①に 当たるものを除く。)	・行政文書のファイルの管理 に関する決裁文書 ・移管に関する決裁文書 ・廃棄に関する決裁文書	西出張所	行政文書の管理	令和○○年度帳簿書類の保管・廃棄	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して5				
		③取得した文書の 管理を行うための 帳簿	•受付簿	西出張所	管理するための帳簿	令和〇〇年受付簿	作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して5年	廃棄			
			•書留受付•配布簿	西出張所	管理するための帳簿	令和〇〇年度書留郵便受付·配布 簿	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して1	廃棄			
			•秘密文書管理簿	西出張所	管理するための帳簿	令和〇〇年度秘密文書管理簿	毎 最終の指定解 除の日の属す る年度の翌年 度の初日から 起算して5年	廃棄			
			· 庁外送付簿	西出張所	管理するための帳簿	令和〇〇年庁外送付簿	作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して1年	廃棄			

						分類例	1					
	事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例	大分類	中分類	名称(小分類)	保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	備考	
			④決裁文書の管理 を行うための帳簿	・決裁簿	西出張所	管理するための帳簿	令和〇〇年決裁簿	作成の日の属する年の翌年の初日から起算して30年	廃棄			
			⑤訓令・通達・例 規以外の送付文書	・他局, 局内各課等からの連 絡に関する決裁文書	西出張所	連絡文書	令和〇〇年度通知·連絡書類(〇〇課)	取得の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して3 年	廃棄			
3	沿革に関する事項	沿革に関する重要 な経緯	沿革に関する文書	・沿革誌	西出張所	組織	沿革誌	常用	廃棄			
4	情報セキュリティ 対策の運用に関す る事項	情報セキュリティ 体制の整備に関す る重要な経緯	情報セキュリテイ 関係規定に基づく 許可申請(届出) 又は報告等	・許可申請,届出等 ・障害発生報告書等	西出張所	情報セキュリティ	令和〇〇年度情報等持出許可申 請・届出	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3	廃棄			
	★事務連絡を参酌 の上追加		★事務連絡を参酌 の上追加		西出張所	情報セキュリティ	利用許可媒体等管理簿	常用	廃棄		8/24札 庶371号 依命通知	
	★事務連絡を参酌 の上追加		★事務連絡を参酌 の上追加		西出張所	情報セキュリティ	令和〇〇年度基盤システムに係る申請書類	作成の日の属する年度の初日から起算して3 年	廃棄		8/24札 庶371号 依命通知	
					西出張所	情報セキュリティ	基盤システム共用識別コード管理表	常用	廃棄		R5.1.16付 け民事局基 盤システム 部局管理者 事務連絡	
5	公印に関する事項	公印の使用・廃止 に関する経緯		・公印の使用・廃止届けに関す る決裁文書	西出張所	公印	令和〇〇年度公印使用開始・廃止 届出等(原議)	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して5 年	廃棄			
6	防災及び警備に関 する事項	(1)防災に関すること	防災業務計画及び 防災訓練に関する 文書	・防災業務計画に関する文書 ・防災訓練実施に関する文書	西出張所	防災	令和〇〇年度防災業務	取得の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して3 年	廃棄			
			例規	防災·国民保護実施要領	西出張所	防災	防災·国民保護実施要領	常用	廃棄			
			危機管理体制に関 する文書	危機管理マニュアル	西出張所	防災	危機管理マニュアル	常用	廃棄			
		(2)業務継続計画に関すること	業務継続計画の策 定及び改正に関す る文書	業務継続計画	西出張所	防災	業務継続計画	常用	廃棄			
7	会議・会同等に関する事項	会議・会同等に関 する重要な経緯	①会議・会同等の 準備・開催通知・ 決定内容に関する 記録がされた文書	・会議・会同等の開催等に関する決裁文書 ・配布資料 ・各種会同等の結果等に関する決裁文書	西出張所	会議・会同	令和OO年度会議・会同(OO)	取得の日の属する年度の初日から起算して3年				別表1の24を参酌
8		事務の指導・監査 に関する重要な経 緯		・事務指導・監査のフォロー アップに関する文書 ・監査結果報告書等	西出張所	指導・監査	令和○○年度事務指導・監査	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年				
9	行政に対する意 見・相談に関する 事項		電話・メールによる相談に関する回答文書	・ホームページ・電話・投函 による意見要望	西出張所	意見・要望	令和〇〇年度意見・要望	取得の日の属する年度の初日から起算して3年				
10	職員の研修に関す ること		状況が記録された 文書	・研修員推薦、決定及び研修 実施通知 ・講師依頼に関する決裁文書 ・事例研究。セミナー等に関 するで、 ・研修修了に関する文書 ・研修修了に関する文書 ・現終に関する文書 ・ス彰・昇給に関する文書	西出張所	研修	令和○○年度研修	作成の日の属 すの 年度の 年度の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の				(別表1事項13 を参酌)
11	職員の人事に関す る事項	(1)職員の勤務時間・休暇に関すること		•超過勤務等命令簿	西出張所	勤務時間·休暇	令和○○年度超過勤務等命令簿	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して5 年3月	廃棄	人事		備考二
			②出勤に関する文書	•出勤簿	西出張所	勤務時間·休暇	令和〇〇年出勤簿	作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して5年	廃棄	人事		

				分類例			-				
事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例	大分類	中分類	名称(小分類)	保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	備考	(規則別表1の 関連事項)
			-非常勤職員出勤簿	西出張所	勤務時間・休暇	令和〇〇年非常勤職員出勤簿	作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して5年		人事		
		③休暇に関する文 書	•休暇簿	西出張所	勤務時間・休暇	令和〇〇年休暇簿	作成の日の属する年の翌年の初日から起算して3年	廃棄	人事		_
		④勤務時間の割振 りに関する文書	・週休日の振替通知	西出張所	勤務時間・休暇	令和〇〇年振替等通知簿	作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して3年	廃棄	人事		_
			•代休日指定簿	西出張所	勤務時間・休暇	令和〇〇年代休日指定簿	作成の日の属する年の翌年の初日から起算して3年	廃棄	人事		_
			·超勤代休指定簿	西出張所	勤務時間・休暇	令和〇〇年超動代休指定簿	作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して3年	廃棄	人事		_
			•勤務時間区分指定表	西出張所	勤務時間・休暇	令和〇〇年度勤務時間割振り区 分指定簿	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して3 年	廃棄	人事		-
		⑤異動者の出勤状 況に関する文書	- 出勤状況報告	西出張所	勤務時間・休暇	令和〇〇年度出勤状況報告書	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年	廃棄	人事		-
		手当届出・手当認定簿	•管理職員特別勤務実績簿	西出張所	手当	令和〇〇年度管理職員特別勤務 実績簿	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して5 年1月		人事		
			•管理職員特別勤務手当整理簿	西出張所	手当	令和〇〇年度管理職員特別勤務 手当整理簿	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して5 年1月	廃棄	人事		
			•管理職員特別勤務手当報告書	西出張所	手当	令和〇〇年度管理職員特別動務 手当報告書	作成の日から 起算と経済を 度を経する月 の翌月の日から の支給ま での間		人事		
			・通勤届(写し)	西出張所	手当	通勤届写し(現行)	常用	廃棄			
				西出張所	手当	令和〇〇年度通勤届写し(非現行)	届出又は支給 用件を具備しなくなった日 の属する年度の翌年度の日から起算し				
			•住所届	西出張所	手当	住所届	常用	廃棄			
			•住所届(非現行)	西出張所	手当	令和〇〇年度住所届(非現行)	確認に係る要件を具備しなくなった日の 属する年度の初日 変年度の初日から起算して1	廃棄			
	(3)非常勤職員の雇 用等に関する経緯	非常勤職員の雇用等に関する文書	・雇用に関する文書 ・諸手当等に関する文書	西出張所	非常勤職員	令和〇〇年度非常勤職員	取得の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して3	廃棄			
	(4)引継に関する経緯	事務引継に関する事項文書	・事務引継報告書	西出張所	引継	令和〇〇年度事務引継報告書	取得の日の属する年度の初日から起算して3年	廃棄			
12 予算及び決算に関 する事項	算報告書並びに国 の債務に関する計 算書の作製その他 の決算に関する重	書並びにその作製 の基礎となった意思 決定及び当該意思 決定に至る過程が	•旅行命令簿	西出張所	出張	令和〇〇年度旅行命令簿	取得の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して5 年	廃棄			(別表1事項1 5を参酌)
	要な経緯	記録された文書	・出張計画書 出張旅程表 復命書	西出張所	出張	令和○○年度出張計画書	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して5	廃棄			-

					分類例	I	-				
事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例	大分類	中分類	名称(小分類)	保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	備考	(規則別表1の 関連事項)
			-外出計画書 外出旅程表 復命書	西出張所	出張	令和〇〇年度外出簿	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して5 年	廃棄			
		②物品の出納・保管に関する書類	・郵便切手受払の帳簿	西出張所	郵便切手	令和〇〇年度郵便書留簿	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して3 年				
		③物品の払出・受入 及び受領に関する 書類	•物品受領命令簿	西出張所	物品管理	令和○○年度物品受領命令簿	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して1年				
			-物品返納命令書	西出張所	物品管理	令和○○年度物品返納命令書	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して1	廃棄			
i			·納品書(原本) ·納品確認票	西出張所	物品管理	令和〇〇年度納品確認票	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して5	廃棄			
i			- 自動車燃料受払簿	西出張所	物品管理	令和〇〇年度自動車燃料受払票 (写し)	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して1	廃棄			
			-採暖用燃料受払簿	西出張所	物品管理	令和〇〇年度採暖用燃料受払票	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して1	廃棄			
t		④給与支給額の計 算に関する書類	勤務時間報告書	西出張所	給与簿	令和〇〇年度勤務時間報告書 (写し)	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して5	廃棄			
13 遺失物に関する事項	5 遺失物の保管・管理 に関する経緯	遺失物の保管・管理 に関する書類	·遺失物等物件管理明細書 ·遺失物等物件管理表 ·遺失物等物件照会簿	西出張所	会計事務	令和○○年度遺失物関係書類	作成の日の属 する年度の翌 年4月1日か ら起算して10	廃棄			
14 庁用車に関する事項	5 庁用車の運行管理 に関する経緯	庁用車の運行に関 する日誌	-乗用車運行日誌	西出張所	庁用車	令和○○年度乗用車運行日誌	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して3 年	廃棄			
15 統括監査専門官に 関する事項	こ 乙号事務の包括的 民間委託に関する 経緯	民間委託に関する 文書	・乙号事務の包括的民間委託に 関する報告 ・委託元責任者との連絡に関す る文書	西出張所	包括的民間委託	令和〇〇年度乙号事務の包括的 民間委託	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して5 年	廃棄			
16 不動産登記に関すること	ナ 不動産登記事務に 関すること	①登記等の管轄区 域に関する文書	·管轄区域指定書	西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年管轄区域指定書	作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して10年	廃棄			
		②登記官認印に関 する文書	*登記官認印簿	西出張所	不動産登記事務	登記官認印簿	取得の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して30年				
		③登記官交替に関 するもの		西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年登記官交替の報告書	取得の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して1年		不登規		
		④移送書に関する もの	- 移送書	西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年移送書	取得の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して1年		不登規		
		⑤受領書に関する もの ⑥事務停止に関す	・受領書・事務停止の具申書	西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年受領書 令和〇〇年事務停止の具申書	取得の日の属する年の翌年の初日から起算して1年 作成の日の属		不登規不登規		
		る文書 ⑦登記簿等の持出	・登記簿等の持出の報告書	西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年登記簿等の持出の報	する年の翌年 の初日から起 算して1年 取得の日の属		不登規		
		に関する文書 8 登記簿滅失に関	・登記簿滅失の申報書及び具		不動産登記事務	告書 令和○○年登記簿滅失の申報書	する年の翌年 の初日から起 算して1年 作成の日の属		不登規		
			・地図滅失の申報書及び具申	西出張所	不動産登記事務	及び具申書 令和〇〇年地図滅失の申報書及 が目由書	する年の翌年 の初日から起 算して1年 作成の日の属	廃棄	不登規		
		関する文書	香			び具申書	する年の翌年 の初日から起 算して1年				

			分類例									
事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例	大分類	中分類	名称(小分類)	保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	備考	(規則別表1 <i>0</i> 関連事項)	
			・・地図等の滅失のおそれの措置に関する具申書	西出張所	不動産登記事務	令和○○年地図等の滅失のおそれの措置に関する具申書	作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して1年	廃棄	不登規			
		⑩地図整備に関する文書	地図整備関係書類	西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年 地図整備関係書類	作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して10年	廃棄	不登規			
		①郵送申請に関するもの	・郵送等による登記申請書受付簿	西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年郵送等受付簿	作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して1年	廃棄	不登準			
		①除却目録に関す るもの	・除却登記簿目録つづり込帳	西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年土地除却登記簿目録 つづり込帳	除却の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して30年	廃棄	不登規			
				西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年建物除却登記簿目録 つづり込帳	除却の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して30年	廃棄	不登規			
			・除却図面目録つづり込帳	西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年土地除却図面目録つ づり込帳	作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して30年	廃棄	不登規			
				西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年建物除却図面目録つ づり込帳	除却の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して5年	廃棄	不登規			
		⑬照会及び回答に 関する文書	・捜査関係事項照会(刑事訴訟 法第197条第2項に基づくもの)	西出張所	照会·回答	令和〇〇年度捜査関係事項照会 (刑事訴訟法第197条第2項に基 づくもの)						
			·登記関係照会·質疑·応答·処理事例	西出張所	照会•回答	令和○○年度登記関係照会·質 疑·応答·処理事例	「 作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して10 年		不登準			
		⑭登記の職権更正 許可に関する文書	·登記更正許可申出書 ·(不)許可書	西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年登記更正, 許可, 承認	作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して1年	廃棄				
			・職権更正登記事件簿(簡易)	西出張所	不動産登記事務	令和○○年職権更正登記事件簿 (簡易)	作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して5年					
			・登記更正承認申出書(簡易)	西出張所	不動産登記事務	令和○○年登記更正承認申出書 (簡易)	作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して10年					
		⑤登録免許税に関 する文書	・登記手数料関係書類つづり込み帳	西出張所	不動産登記事務	令和○○年度登記手数料償還請 求関係書類つづり込み帳	取得の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して5 年	廃棄				
		(16登記の職権抹消報告関係書類	- 登記の職権抹消報告関係書類	西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年登記の職権抹消報告	作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して5年	廃棄				
		①登記に関する帳 簿及び書類の廃棄 認可に関する文書	·廃棄認可書	西出張所	不動産登記事務	令和○○年登記に関する帳簿及 び書類の廃棄認可	4 作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して5年	廃棄				
		®抵当証券の交付 及び作成に関する 文書	•抵当証券用紙受払簿	西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年抵当証券用紙受払簿	作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して2年	廃棄				
			・書き損じ抵当証券用紙つづり 込帳	西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年書き損じ抵当証券用 紙つづり込帳	作成の日の属する年の翌年の初日から起算して2年	廃棄				
			・抵当証券用紙請求書等つづり 込帳	西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年抵当証券用紙請求書 等つづり込帳	作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して2年					
		⑨登記済証に関す るもの	・交付不能登記済証つづり	西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年交付不能登記済証つ づり	作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して10年	廃棄	不登規			

					分類例							
	事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例	大分類	中分類	名称(小分類)	保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	備考	(規則別表1の 関連事項)
			⑩不動産登記に関するもの	・不動産登記事務処理に関する 通知・連絡関係書類	西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年度登記事務処理に関する通知・連絡書類	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年				
			②実地調査に関するもの	•実地調査簿	西出張所	不動産登記事務	令和○○年度実地調査簿	取得の日の属する年度の初日から起算して5年	廃棄	不登準		
			②登記情報提供依頼に関する文書	· 登記情報提供依頼申出書受付帳 · 登記情報提供依頼申出書	西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年度登記情報提供依頼 申出書つづり込み帳	取得の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して10 年				
			②登記に関する帳 簿及び書類の保管 に関する文書	申請書類つづり込み帳開封 承認簿	西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年申請書類つづり込み 帳開封承認簿	作成の日の属する年の翌年の初日から起算して5年				
				請求書類つづり込み帳開封 承認簿	西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年請求書類つづり込み 帳開封承認簿	作成の日の属する年の翌年 の初日から起 算して1年	廃棄			
			砂確定日付に関する文書	-確定日附簿	西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年確定日附簿	当該帳簿に最 終の記載をし た翌日から7 年	廃棄	不登準		
				・確定日附付与請求書つづり込 み帳	西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年確定日附付与請求書 つづり込み帳	取得の日の属する年の翌年の初日から起算して1年	廃棄	不登準		
			図筆界特定に関す る文書	筆界特定相談票	西出張所	筆界特定	令和〇〇年筆界特定相談票	作成した日の 属する年の翌 年の初日から 起算して10 年				
			図法定相続人情報 提供依頼書に関す るもの	・提供依頼書 ・提供依頼書の添付書類 ・管轄外登記所からの提供依 頼書の写し	西出張所	不動産登記事務	令和〇〇年法定相続人情報提供 依賴書	受付の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して1年				
17	登記情報システム 等に関する事項	(1) 登記情報システム等の運用に関す るもの		・登記情報システムに関する 操作手引書 ・登記情報システムに関する 端末シれ中心ジ集 ・登記情報システムに関する 記入例集	西出張所	登記情報システム等	登記情報システムに関するマ ニュアル類(現行)	常用	廃棄			別表1事項23を 参酌
					西出張所	登記情報システム等	令和〇〇年度登記情報システム に関するマニュアル類 (非現 行)	改版のあった日に係る特定日以後3年	廃棄			
				・地図情報ンステム操作手引書等 時間情報ンステム登記所運用マニュアル・地図情報システム端末操作によりる Q A 保・地図情報システム端末操作簡単マニュアル	西出張所	地図情報システム運用管理	地図情報システムに関するマニュアル類(現行)	常用	廃棄			
					西出張所	地図情報システム運用管理	令和〇〇年度地図情報システム に関するマニュアル類 (非現 行)	改版のあった 日に係る特定 日以後3年	廃棄			
				・登記情報システムに関する照会・回答	西出張所	登記情報システム等	令和〇〇年度登記情報システム に関する照会・回答	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年				_
				-外字管理台帳	西出張所	登記情報システム運 用管理	令和〇〇年度外字管理台帳	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3				

					分類例						
事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例	大分類	中分類	名称(小分類)	保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	備考	(規則別表1の 関連事項)
			・登記官カード管理簿	西出張所	登記情報システム等	登記官カード管理簿	常用	廃棄			
			·登記官力一下送付書 ·登記官力一下受領書 ·登記官力一下返還書	西出張所	登記情報システム等	令和〇〇年度登記官カード送付書 等	する年度の翌 年度の初日か				
			・登記官カード失効届出書	77.11.78.75	The start little to the st		ら起算して3年				
			法務省管理の外部電磁的記録 媒体の利用許可媒体等管理簿	四出張所	登記情報システム等	令和〇年度法務省管理の外部 電磁的記録媒体の利用許可媒体 等管理簿	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年				
	(2)政府認証基盤に 関すること	官職証明書に関する文書	・官職証明書カード交付簿	西出張所	登記情報システム等	令和○○年度官職証明書カード 交付簿 (現行)	取得した日の属する年度の翌年度の日から起算して30年				
				西出張所	登記情報システム等	令和○○年度官職証明書カード交付簿 (非現行)	現行でなく なった日の属する年度の初日から起算して1 0年				

本基準に掲げられていない事項が発生したときは,法務省行政文書管理規則の別表1及び本基準を参酌しつつ,文書管理者において,保存期間及び保存期間満了時の措置について設定することとする。

(注) 法律又はこれに基づく命令の規定により行政文書の保存期間が定められているものについては、参考事項欄に当該法令の名称を記載する。

※参考事項欄に記載する根拠法令の略語について 「人事」・・人事院規則 「内閣」・・人事記録の記載事項等に関する内閣府令 「内閣」・・人事統計報告に関する政令(昭和41年政令第12号) 「〇〇」・・〇〇〇〇